

## 第1段階の交付申請に必要なもの一覧

\* 申請書等に消えるペンでの記入はご遠慮ください。

	書類名等	備考	チェック欄
①	豊田市一般不妊治療費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請者名は補助金の振込先口座名義人のお名前を記入してください。</li> <li>複数の医療機関にかかられた場合でも1枚です。</li> </ul>	
②	豊田市一般不妊治療費補助事業受診等証明書（様式第2号）	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療機関ごとに記入してもらい、枚数が足りない場合はコピーして使ってください。</li> <li>院外処方分も主治医に記入してもらってください。</li> <li>人工授精の保険外診療のみ対象です。</li> </ul>	
③	豊田市不妊検査・治療費補助金交付請求書（様式第9号）	<ul style="list-style-type: none"> <li>印鑑が必要です。</li> <li>複数の医療機関にかかられた場合でも補助金交付請求書は1枚です。</li> </ul>	
④	医療機関・薬局発行の領収書（原本）	<ul style="list-style-type: none"> <li>原本は申請時にスタンプを押し、コピー後に返却します。</li> <li>領収書を紛失した場合には、医療機関に領収証明書等を交付してもらい、領収書の代わりとします。</li> </ul>	
⑤	<p>【法律上の夫婦】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>夫及び妻の両方又はいずれかが日本人の場合 戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）</li> <li>夫及び妻の両方が外国人の場合 婚姻届受理証明書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●夫及び妻の両方又はいずれかが日本人の場合は戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）が必要です。 …戸籍謄本は本籍地で取得してください。</li> <li>●夫及び妻の両方が外国人の場合は婚姻届受理証明書が必要です。 …婚姻届受理証明書は婚姻の届出をした市町村で取得してください。</li> <li>・申請日から6か月以内に発行されたものに限りです。</li> <li>・ただし、令和3年度の第2段階を同日に申請する場合や、以前令和3年度分の第2段階申請時に提出したものが、今回の申請日から6か月以内に発行されている場合は省略できます。</li> </ul>	
⑥	<p>【事実婚関係の者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事実婚関係にある両人の戸籍謄本と住民票</li> <li>別居の場合 事実婚関係に関する申立書（様式11号）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重婚でない証明のため両人の戸籍謄本と住民票が必要です。</li> <li>・同一世帯でない場合は、事実婚関係に関する申立書の記入が必要です。</li> <li>・治療の結果出生した子の認知の意向を確認します。</li> </ul>	
⑦	印鑑（認印可）	様式第9号の請求書に必要です。	
⑧	振込先口座の預金通帳	様式第1号の申請者の預金通帳	

チェック欄を使って、申請に必要なものがすべてそろっていることを確認してから、  
**令和4年3月15日（火）**までに子ども家庭課の窓口申請にお越しください。